

ソクラテスの語る国法の弁

— 『クリトン』 51B2～8 について —

小 島 和 男

はじめに

『クリトン』後半部において、ソクラテスは国法の弁として次のように語る。

καὶ σέβεσθαι δεῖ καὶ μᾶλλον ὑπέκτειν καὶ θωπεύειν πατρίδα χαλεπαίνουσαν ἢ πατέρα, καὶ ἢ πείθειν ἢ ποιεῖν ἃ ἂν κελεύῃ, καὶ πᾶσχειν ἕάν τι προστάτῃ παθεῖν ἡσυχίαν ἄγοντα, ἕάντε τύπτεσθαι ἕάντε δεῖσθαι, ἕάντε εἰς πόλεμον ἄγῃ τρωθησόμενον ἢ ἀποθανούμενον, ποιητέον ταῦτα, καὶ τὸ δίκαιον οὕτως ἔχει,

父よりもむしろ祖国に、荒れ狂っているときには屈し、へつらわねばならないのだ。そして、あるいは説得するか、命ずるところのこともをせねばならぬし、何かを受けることを命じられたら、黙って受けねばならない。殴られることであれ、縛られることであれ、戦争の中へ連れていかれ、傷つけられ、殺されたりするかもしれない、それらのことどもをせねばならぬのだ。そして正義とはそういうことなのだ (51B2～8¹⁾)。

ワイスは『不満足なソクラテス²⁾』において、これは、哲学者ではない対話相手のクリトンの説得するための方便なのだと主張する。確かに、この箇所は、一見、権威主義的で、受け入れがたい主張がされているように映る。

ワイスが正しいとすれば、ソクラテスの発言の意図はこうなる。あくまでも、ワイスによればだが、自分ソクラテスの言うことを理解できなかった哲学者からは程遠い友人クリトンには、クリトンが受け入れるであろう別の権威での説得をして、脱獄をうるさく勧めるのをやめさせよう、もしくは騙すことになるかもしれないが結果としては納得してもらおう、というようにソクラテスは意図したのだろう。

しかし、プラトンがそのような方便を友人に語るソクラテスを描いた意図は何なのだろうか。その点をワイスは十分に説明してくれていない。まさか、哲学者になれない友人には自分を偽ってでも物別れはせず、穏やかに対話をしようということの勧めではないだろう。

本論文では、ワイスが行ったようにソクラテスの発言の意図を探るのではなく、そのような権威主義的に見える発言をソクラテスにさせたプラトンの意図を探る。

1 ソクラテスの一貫性

ソクラテスは、クリトンの脱獄のすすめに対して、まずはこのように語りだす。

ὦ φίλε Κρίτων, ἡ προθυμία σου πολλοῦ ἄξια εἰ μετὰ τινος ὀρθότητος εἶη· εἰ δὲ μή, ὅσῳ μείζων τοσοῦτ'α χαλεπωτέρα. σκοπεῖσθαι οὖν χρὴ ἡμᾶς εἶτε ταῦτα πρακτέον εἶτε μή· ὡς ἐγὼ οὐ νῦν πρώτου ἀλλὰ καὶ ἀεὶ τοιοῦτος οἶος τῶν ἐμῶν μηδενὶ ἄλλῳ πείθεσθαι ἢ τῷ λόγῳ ὃς ἂν μοι λογιζομένῳ βέλτιστος φαίνηται. τοὺς δὲ λόγους οὖς

ἐν τῷ ἔμπροσθεν ἔλεγον οὐ δύναμαι νῦν ἐκβαλεῖν, ἐπειδὴ μοι ἦδε ἡ τύχη γέγονεν, ἀλλὰ σχεδὸν τι ὅμοιοι φαίνονται μοι, καὶ τοὺς αὐτοὺς πρεσβεύω καὶ τιμῶ οὐσπερ καὶ πρότερον·

親愛なるクリトンよ、君の熱意は大いに価値がある、何らかの《正しき》が伴っているならば。もしそうでなければ、それが大きければ大きいほど厄介だ。だから、僕たちはそれらのことをすべきか否かを考えなくてははいけない。実に僕は、今だけでなく昔からずっと、論理的に考えて最善であると僕に思われた言論以外の、他の僕に属することには何にも従わないようなそんな人間なのだ。だから勿論、昔言っていた言論を、今になって取り消すことはできないんだ、こんな運命が僕にふりかかったからといってね、むしろそれらの言論はほとんど同じに僕には思えるし、以前に大切にし尊重していた言論と同じその言論を今も大切にし尊重しているのだ (46B1~C2)³⁾。

「今だけでなく昔からずっと」や「昔言っていた言論を、今になって取り消すことはできない」との言から、ソクラテスは自分の一貫性を貫くがゆえに脱獄を放棄しているということが読み取れる。具体的には、どのような自分を貫いている一貫性かといえば、「論理的に考えて最善であると僕に思われた言論以外の、他の僕に属することには何にも従わない」という自分を貫く一貫性ということになる。そのようなソクラテスは、過去に「論理的に考えて」、「大切にし尊重していた言論」をいま、それ以外の理由で放棄することは出来ないのである。それ以外の「それ」とは、「論理的に考えて最善であると僕に思われ」るかどうかということになるわけだが、脱獄は決して「論理的に考えて最善であると僕に思われ」ることはなかったのだろうか。

まずは、この発言をしなければならなくなったクリトンの脱獄のすすめからみていきたい。

2 クリトンの議論とソクラテスの反論の対応

クリトンの脱獄のすすめは、大きく三つの部分に分けられる。①44B6～44D10、②44E1～45C5、③45c6～46a9である。

①では、クリトンは大衆の評判を気にして、ソクラテスに脱獄をしてくれるように懇願している。ソクラテスを助けることが出来なったクリトンは、友人よりも財貨を大切にしたいと思われてしまうというわけである。

②では、クリトンは自分がソクラテスを脱獄させるために危険を犯すことは正しいことなのだと言主張し、またテッタリアに行ってもソクラテスが大切にされることを請け負う。

③では、クリトンはソクラテスが脱獄をしないのは自分や自分の子供を見捨てていることであり、正しいことではないと言う。また、再び大衆の評判に戻り、今回の件は悪いことであると同時に恥ずべきことでもあるのだと言主張する。

それらに対してソクラテスは、先の、「実に僕は、今だけでなく昔からずっと、論理的に考えて最善であると僕に思われた言論以外の、他の僕に属することには何にも従わないようなそんな人間なのだ」を語った後で、まずは、46C6～48A11で大衆の評判を気にすべきではなく、専門家の意見に従うべきなのだということを確認する。またその過程で、身体との類比において、「不正が損ない、正義が益するところのもの（47E7～8）」があり、それが損なわれたら「生きる価値がない」ということも確認されている⁴⁾。故に人は、大衆の評判ではなく、「正義と不正の専門家その人ただ一人が、つまりは真理それ自体が、なんと言うかに気を配らなければならない（48A6～7）」のである⁵⁾。

続いて、クリトンとの間の確認として、「大切にしなければならないのは生きることでなく、よく生きること（48B5）」および「〈よく〉も〈美しく〉も〈正しく〉も同じ（48B7）」ということに同意をして、そこ

から、脱獄が正しいかどうかを考えることになる⁶⁾。

脱獄が正しいかどうかをクリトンとともに考えるとき、ソクラテスは次のような方法を取った。まず以下の手順で、報復の否定を語る⁷⁾。

- ① 不正を行うことは決してよいことでも立派なことでもない (49A5～6)
- ② 不正をすることはどんな場合にも、不正をする人にとって悪くて恥すべきことになる (49B4～6)
- ③ いかなる場合でも故意に不正を行ってはならない (49A4、49B7)
- ④ 不正を受けたものが不正を仕返してもいけない (49B9～10)
- ⑤ 害悪を加えてはならない (49C2)
- ⑥ 人に悪いことをすることは不正をすることと一つも違わない (49C7～8)
- ⑦ 仕返しに害悪を加えるのは正しいことではない (49C4～5)

次に、ソクラテスは、「ある人がある人に正しいことだとして同意したことをすべきか、それとも反故にして良いか (49E6～7)⁸⁾」と問い、クリトンが「すべきだ (49E8)」と返答したところで、ソクラテスは、こう畳み掛ける。

Ἐκ τούτων δὴ ἄθρει. ἀπιόντες ἐνθένδε ἡμεῖς μὴ πείσαντες τὴν πόλιν πότερον κακῶς τινας ποιούμεν, καὶ ταῦτα οὐς ἥκιστα δεῖ, ἢ οὐ; καὶ ἐμμένομεν οἷς ὁμολογήσαμεν δικαίοις οὖσιν ἢ οὐ;

では、それらのことからよく考えてくれ。僕たちがポリスの了解を得ずにここから出て行くならば、僕たちはあるものたちに悪いことをしてはいないだろうか、しかも最もそれらをしてはいけない相手に。それともそうではないだろうか。つまり、僕たちはさっき同意していた正しいことどもを守るのか、守らないのか (49E9～50A3)。

しかし、それにクリトンは「わからない（50A5）」と言い、それに対してソクラテスは、国法が国家と共にやってきてソクラテスと話をするという架空の対話をするわけである。そのなかに、冒頭の一見、権威主義的な発言が表れてくるのである。

3 ワイスの議論

ワイスはその国法および国家とのソクラテスの架空の対話を、ソクラテスの意見ではないとする。それはワイスが、先にあげた「論理的に考えて最善であると僕に思われた言論以外の、他の僕に属することには何にも従わない」に、その後の46C6～48A11における、行動に関しては専門家の意見に従うべきであるという議論を結びつけ、次のような原則を導き出すことにはじまると考えられる⁹⁾。

「各人はその人がすべきことに関してはただ自らの最善の意見にのみ従うべきである、専門家の意見を聞ける場合を除いて。その場合は専門家に従うべきである」

ワイスは、これをソクラテスの持つ根本的な原則だとし、51B 前後の国法の弁は、父・主人・祖先・祖国への服従を強いているが、それはそれらを「専門家」とみなしてのことではないため、その原則と矛盾していると考ええる。故に、ソクラテスの持つ根本的な原則とは齟齬をきたす国法の弁はソクラテスの真の考えなのではなく、方便であると取るのである。

しかし、46B1～C2に、その後の46C6～48A11を結びつけ、原則を導き出すのは、たぶんに恣意的であり、間違っているだろう。また、そもそも、「自らの最善の意見」が、「専門家の意見に従うべきである」という場合もあるわけであるし、また、「自らの最善の意見にのみ従うべき」とい

うのは、「決して他者の意見に従ってはいけない」ということにはならないからである。

なお、クリトンは確かに、「わからない（50A5）」と発言するし、その後の国法との対話において、脱獄によって我々を破壊するつもりかと言う国法に対し、「というのは国家が僕たちに不正をなし、正しくなく裁定を下したからです（50C1～4）」と反論することを強く肯定してはいる。これは、ソクラテスがクリトンの無理解を察して、クリトンの強い肯定を予想して話を進めているようにも思える箇所であるが、正に、ついさっきソクラテスと同意した報復の否定にそぐわないものであり、それを全く感知していないかのごときクリトンは、ワイスが繰り返し語るどころの「非哲学的」な人間ではあるのだろう。しかし、だからといってそのことと、ソクラテスが後半で自分の真意でない方便を語るということは一致はしない。

4 国法の議論

なお、国法の主張は、一見、親と国家を類比させて、親に従わなければならないように国家にも従わなくてはならないとする「類比の論」と、ソクラテスはこれまでの人生で身をもって国法を守ることに同意をしていたという「同意の論」のふたつに分かれているように見えるが、その二つは、実は一致する¹⁰⁾。

国法は、「国家の下した裁定は何でも守るという同意があったのではないか（50C6～7）」と語り、その後でソクラテスがそれによって生まれ育まれたところの婚姻制度、および教育制度についてそれを「法」という言葉で語る。父に従うことも、主人に従うことも、決してそれは「同意の論」と離れてあるのではなく、そのような生活習慣であり、法があって、それに同意をして生きてきているということになるのである。

そして、同意の反故の禁止ということで国法の主張が貫かれているとすれば、「親に従うように国家にも従わなければならない」という意味の

「類比の論」は、「同意の論」の一側面であると言える。このことに、クリトンも同意するし、ソクラテスも同意をしてきているからである。

5 国法が対話をする理由

では、そもそもプラトンは、どうしてソクラテスと国法を、ソクラテスの言の中で対話をさせるといふ書き方をしたのか。それはおそらく、国法とソクラテスが対話した上で結論に同意が与えられるという形式をとることが大事であったからだろう。ソクラテスは国法と、脱獄が正しいのかどうか、対話をするのである。言葉の上で、論理的に正しいと自ら思えば、それに同意をし、従うということになる。故に国法の議論がソクラテスの真意であったかどうかという問題提起はあまり意味がない。ソクラテスにとっての国法はソクラテスが国法に言わしめたそのような言を語るものであり、そうプラトンは描いたのである。読者がそこから読み取るべきものは、その結果ではなく、対話をするという過程である。「論理的に考えて最善であると僕に思われた言論」は正にこのようにソクラテスが自らの頭の中で考えた言論ということになる。ここでの国法はあくまでもソクラテスの中のものであり¹¹⁾、論理的に対話をし、その結果の同意を守ることはここでつながるのである。

例えば一個人が自分の中で、「生きるべきか、死ぬべきか、それが問題だ」と考えていたとしよう。生きるべきだと主張する自分と、死ぬべきだと主張する自分が自分の中で対話をし、同意を得、行動する。実践推理はそのようにして行われるのではなかろうか。

またソクラテスの場合に一步近づけるとこうなる。例えば遠くに行ってしまった父親と別れ際にいくつかの誓いをした少年が、その誓いを守ろうとするとき、その文言だけでは判断できない状況であったとき、少年は心の中に父親を思い浮かべ、父親だったらこう言うだろうと想像し、対話をするだろう。

6 国法による正義の規定

故に、そのソクラテスの心の中の国法は、決して正義と不正の専門家ではない。だが、件の51B2～8では、ある意味、正義の規定をしているように映る。ただし、それは、ソクラテスの中の国法が語る、ソクラテスの中の国法にとっての、ソクラテスの中の国法が語るであろう「正義」であり、ソクラテスが無条件に規定をしているわけではない。けれども、ソクラテスがそれを受け入れるという形で語っている以上、ソクラテスにとってもそれは同意できるものであるのだといえる。

しかし、そもそもそこに強い権威主義的な内容や強制はあるのだろうか。この中にも「説得するか」とあり、また続く国法の弁には、「もしくは、本来の正義でもって説得しなければならない(51B10～C1)」ともある。国法は決して言葉を受け入れない対象ではないのである。このような留保が少なすぎるという指摘もできようが、ここでは、このような説得という選択肢を決してはずしてはいないということを強く指摘したい。

またこの説得は、ソクラテスが行ったところの裁判における弁明であったのであろう。その説得に失敗したソクラテスは死刑を受けなければならないのであり、更なる説得なしに脱獄をすることは「暴力をふるうこと(51C1)」に他ならないのである。また、勿論、ソクラテスには更なる説得の機会はない。しかし、そのことにもすでにソクラテスは同意していたのである。

つまり、この「正義」の規定は、やはりこれまでのソクラテスが語っていたような「同意を守らねばならない」という原則から外れるようなものではない。

7 「正義」と「同意」の関係

では、実際のところ、ソクラテスは「正義」をどのように考えていたと言えるのか。「不正をしてはならない」、「大切にしなければならないのは生きることではなく、よく生きること」および「〈よく〉も〈美しく〉も〈正しく〉も同じ」ということが同意され表明されてはいるが、果たして何が正しいことなのか、その内実とは言われていない。しかし、前述のように、現実の他者相手にせよ、自身の想定する他者相手にせよ、「同意を守る」ということは、外せないものとして描かれており、また、国法の語る「正義」も同意を前提としたものであった。

これらを考えると、正義と不正の専門家ではないソクラテスは勿論「正義」について内実を持った確実な真理にたどりついてはいない。内実を持った確実な真理がないということは、何が正義で何が正義ではないかを具体的な命題や行動に対して、確実に端的に判断できないということである。しかし、その「正義」という言葉の外延の規定から、言葉を使って、まさに論理的につめていくことで、「正義とはそういうこと」だと一旦「同意」をして行動しなければいけない状況が生まれるのではないだろうか。

プラトンは「同意」という言葉の上での事態を強調することで、そのような「正義」を描き出したのだろう。その「同意」は出来る限り、分かる範囲で「正義」にかなったものとしなければならない。また、「同意を守ること」を外してはそもそも「正義」はあらわれない。とすると、「正義」を完全には知らずして、「同意」をし、その「同意」は守っていかねばならず、それを外してしまっただけでは「正義」にかなわない、しかし、同時にその「同意」は、完全には分からない「正義」にかなったものとして「同意」していかななくてはならないという関係または構造がそこには見出される。「正義」が分からないから、対話をし「同意」をする。その過程でやってその人は、人間に出来る限りの「正義」にかなっているという構造で

ある。その構造に則っているが故に、「正義」とは何か確実には知らないにもかかわらず、出来る限り「正義」にかなって、発言し行動するソクラテスをプラトンは描いているのである¹²⁾。これはまた、「論理的に考えて」ということの一側面であると思われる。言葉に忠実に推論している結果だからである。

8 権威主義的に響く理由

繰り返しになるが、51B2～8の国法の弁は、その「同意」の線を外して言われた文言ではない。ただ、それが権威主義的に響くのは、プラトンがむしろそれを、国法の弁として意図して書いているからではないだろうか。ソクラテスは、自らの心の中であっても、何にも左右されず、正しいことについて考えていた。国法が何と言うかについてもそうである。国法は国法として自らの立場を擁護し、語るだろう。それが、ソクラテスの認識できている範囲の事柄に基づく形ではあるだろうが。また、ここで、それがソクラテスの真意かどうかを語るのはやはり無意味ではあるが、あえて、プラトンの描いたソクラテスの真意を探るとすると、「国法ならばこう言うであろうし、それに関して自分は反論できない」といったあたりであろう。

確かに、「あるいは説得するか」などという譲歩を必ず入れつつではあるが、この箇所の国法の弁は激しい。それはソクラテスがソクラテスの心の中で、あくまでも国法の身になって語っているからであり、それに対して有効な反論できなくては意味がないと考えているためであろう。

また、それが激しいのは、国法側の弁論方法からすれば、そのあとの理由を際立たせるためであるということも読み取れるだろう。つまり、その直後語られていく「国法」とソクラテスの間に「同意」があるという理由を際立たせるためのものだということである。

また、このようにも言える。確かに、ある種の権威主義的なものはその

中に含まれてはいる。ソクラテスの中の国法は、決してすべてが平等というようには言わない。むしろそれを否定する。「祖国→親→子」という階級構造が、50E～51Aにおいて、明らかに描かれているということは否定できない。しかし、その場合の「祖国」は、「大衆が僕たちを何と言うか、そのことには僕たちはそんなに気を配ることは全くなく、正義と不正についての専門家その一人が、そして真理それ自身が何と言うかに気を配らなければならぬのだ（48A5～7）」というソクラテスの発言をあわせて考えると、「祖国」は大衆の集合体ではない。それはおそらく「同意」を交わしてきた相手であり、これまでの自分の一部なのである。大衆ではなく、自分である。

「親」や「主人」も同意を交わす相手であり、同様である。そのような関係性を持ち自分を作ってきたもののひとつであろう。ソクラテスが国法の弁においてではあれ、行動による同意を認めている以上は、反論できる機会に反論する、説得できる機会に常に説得を試みる、そうした行為をしてこなかった場合には、突然、相手に反論の機会を与えずに相手の意にそぐわない行為をしてはいけぬのだ。これまで同意をし、従ってきている以上、その同意とともにその相手は、自分の一部なのである。同意を反故にしないということは、今までの関係を不意に裏切らないということであり、それは相手を裏切らないということであり、結局は自分を裏切らないことなのである。

そういった前提がプラトンにあると考えることができれば、51B2～8の発言は決して受け入れがたいものではないだろう。

9 ソクラテスの遵法

つまり、ソクラテスは「悪法も法」といったような水準での遵法者ではない。悪法には反論をし、何とかそれを改めようと試みるだろう。しかし、それが失敗したときはたとえそれが悪法であろうと受け入れるだろう。

例えば、『ソクラテスの弁明』で語られていたレオンを逮捕し連行する命令に背き、家に帰ってしまったなどの逸話はこれになぞらえ得ると思われる。ストーンは、家に帰っただけのソクラテスに反感を抱き、ソクラテスはアテナイを出て当時の独裁政権を打倒するために行動するべきであったと考えているようだが¹³⁾、あくまでもソクラテスはアテナイにとどまった。おそらく、その結果、殺されるとしたら殺されていただろう。事実そのようにソクラテスも述べている¹⁴⁾。

ここから、ソクラテスが対話相手としての祖国、アテナイをどう考えていたのかが窺える。ソクラテスにとって、アテナイはあくまでもそのアテナイであるといわれている場所であり、都市でありながらも、自分の一貫性を保ち、実践推理をしていくときに必須の心の中の対話相手であり、これまで従ってきた相手であったのである。その論理で行けば、アテナイが不正な戦争をしようとするとき、ソクラテスは従軍したろうか。おそらくソクラテスはやはり『ソクラテスの弁明』で語られている十人の軍事委員たちの一括裁判のときにそうしたように¹⁵⁾、不正に関しては、それゆえに殺されることになると最後まで別の場所に逃げることはせずにアテナイの中で、反対したであろう。

10 『クリトン』の読者に求められていること

また、国法が終盤で強調するのは、ソクラテスの年齢についてである。ソクラテスは七十年という長い年月をかけて、アテナイと同意をしてきた。

οὐχ ὑπὸ ἀνάγκης ὁμολογήσας οὐδὲ ἀπατηθεὶς οὐδὲ ἐν ὀλίγῳ χρόνῳ ἀναγκασθεὶς βουλευσασθαι, ἀλλ' ἐν ἔτεσιν ἑβδομήκοντα, ἐν οἷς ἐξήν σοι ἀπιέναι, εἰ μὴ ἠρέσκομεν ἡμεῖς μηδὲ δίκαιαι ἐφαίνοντό σοι αἱ ὁμολογίαι εἶναι.

君が同意したのは、強制によってでもなく、騙されたのでもなく、短

時間のうちに考えを決めることを強制されたのでもないのだ。むしろ七十年もあったのだ。その年月の中で、もし私たちが君の気に入らないとか、同意が君に正しくなく思えたなら、君は立ち去ることも出来たのだ（52E1～5）。

これまで出て行くことは出来た。こうなる可能性もソクラテスには予想は出来ていたのだろう。それを死刑の判決が下されたからといって出て行くのはその今までを踏みじることになると国法は言うわけである。

ここで、もしソクラテスが若かったらと仮定するとどうだろうか。果たして、脱獄したのか、しなかったのか。私はここに、このような問題へと読者をいざなうことに、プラトンの意図を読み取るのが適切だと思われる。プラトンが描いたのは、あくまでもソクラテスの一貫性であり、ソクラテスとその特殊な人生において貫いた正義であった。

故に、51B2～8の国法の弁も、ソクラテスとソクラテスに説得されるクリトンとの間での理解だと考えなければならない。そもそも、プラトンは、またはソクラテスは、無条件で祖国を権威付けしているわけではないのだ。ソクラテスにとってはあくまでも自分語りでしかないし、プラトンにとってはそのようなソクラテスを描いただけなのである。

しかし、そういった人物像から浮かび上がるそれを支えている一貫性は、プラトンの描いたソクラテス像として主張できるものがあるだろう。国法の権威付けなどはソクラテスの場合でのことだが、その場合でのことを決定付ける原理は、その場合場合を超えたものとしてあるだろうからだ。その原理は国法との対話の前の部分、46B～49Eで語られている。なかでもその冒頭、46B1～C2で描かれる一貫性が一番顕著なものであろう。ソクラテスは自分の場合を論理的に考えつづけた。そして、ソクラテスは、その一貫性を守るのであれば、脱獄を最善だとは決して思わなかったのである。

論理的に考えることはまた、「正義」を完全には知ってはいないながらも、人間に出来る限りの「正義」を貫くことにも通じるものであった。そ

それは勿論「同意」を通してである。また、「倫理原則」とも呼ばれ得るような事項、「不正をしてはならない」、「大切にしなければならないのは生きることではなく、よく生きること」および「〈よく〉も〈美しく〉も〈正しく〉も同じ」も、それらの言葉を使っていく上でははずせない規定であると同時に、共にいる他者との同意という形でプラトンは描いていた¹⁶⁾。それらは、それらの同意があるというだけでは、内実を持った確実な真理を持っていることにはならないが、それらを元に他者と対話をし「同意」を重ねていくことによって、実際の行為への指針は生まれる。実際に対話のできる他者がいなくても、心の中で想定し、対話をするので、その内実のない「倫理原則」を実際の場合に当てはめることも出来るのである。『クリトン』のソクラテスの場合の想定上の他者との対話とは、勿論国法との対話であった。

なお、ワイスが齟齬をきたすとしたところの、それまでのソクラテスの議論である倫理原則についての対話と、ソクラテスの中の国法の語る議論についてであるが、以上のように考えると、「一般」と「特殊」というようにも性格付けが出来る。クリトンは確かに倫理の、どうなすべきかの「一般」の理論では納得が出来ず、わからなかった。それをどう今回の状況に当てはまるのかが全く理解できなかったのだろう。しかし、それをソクラテスは国法の弁として今回の出来事という事例にその「一般」の理論をあてはめ、「特殊」の事例を、自分の中での想定の対話をそのまま語ることによってクリトンを説得しようとしたのだと言える。

よって、ワイスの言うように、国法の弁が方便だということにはならないだろう。嘘とはならないからである¹⁷⁾。しかし、国法の弁がすべての人に当てはまるか、つまり、万人にとって、自身の祖国が尊いもので権威のあるものか、となるとそれはまた考えなくてはならないだろう。自身と自身の祖国の関係を、である。

プラトンはあくまでもソクラテスの場合として語っている。その年齢やこれまでほとんどアテナイを出たことがないという他の人にぴったりとは

当てはまらない形で。だとすると、それを読んだ読者に求められていることは、ソクラテスを見習って法を守ることではない。ソクラテスの場合を参考にしつつ、論理的に考え、これまでの同意を理由なく反故にすることなしに、自分の場合を自分で考えることなのである。

参考文献

- Burnet, J. (ed.), *Plato's Euthyphro, Apology of Socrates, and Crito*, Oxford : Clarendon Press, 1924.
- Duke, E. A. et al. (ed.), *Platonis Opera*, vol. I, Oxford Classical Texts, Oxford : Clarendon Press, 1995.
- Fowler, H. N. (trans.), *Plato*, vol. I, Loeb Classical Library, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1914.
- Pakaluk, M., Bryn Mawr Classical Review 2000.06.25, Roslyn Weiss, *Socrates Dissatisfied*. (<http://ccat.sas.upenn.edu/bmcr/2000/2000-06-25.html>, 2007年10月29日にアクセス)
- Stone, I. F., *The Trial of Socrates*, New York : Doubleday, 1989.
[邦訳は、永田康昭 訳、『ソクラテス裁判』、叢書ウニベルシタス、法政大学出版局、1994年。]
- Vlastos, G. , *Socrates, Ironist and Moral Philosopher*, Cambridge : Cambridge University Press, 1991.
- Weiss, R., *Socrates Dissatisfied*, New York : Oxford University Press, 1998.
- West, T. G. and West, G. S. (trans.), *Plato and Aristophanes : Four Texts on Socrates*, Ithaca, N.Y.: Cornell University Press, 1984.
- 加来彰俊 『ソクラテスはなぜ死んだのか』、岩波書店、2004年。
- 小島和男 「クレイトポンへの回答—『クリトン』におけるソクラテスの正義」、『学習院大学人文科学論集』、学習院大学大学院人文科学研究科、第12号、2003年、1-24頁。
- 田中美知太郎 訳 プラトン著「クリトン」、『プラトン全集』、第1巻、岩波書店、1975年。
- 三嶋輝夫・田中享英 訳 プラトン著『ソクラテスの弁明・クリトン』、講談社学術文庫、講談社、1998年。

注

- 1) 引用はすべて『クリトン』からのもので、Duke (1995) に拠った。
- 2) Weiss (1998).

- 3) 「論理的に考えて」は、*λογιζομένῳ* という一単語の分詞構文で表されている。この語は、「計算する」などという意味の語で、論理的に推論をしていくといった行為を表している。そもそも論理的に推論をするときに言葉は不可欠であろうから、言葉を用いて考えていくといったことでもある。ではどう言葉を用いていくのかと言えば、いくつかの考えをそれぞれ言葉で表現して並べて、一つ一つ吟味していき、どれが最善で今まで認めてきたことと矛盾してないか、一貫性があるかどうかを調べていくわけであろう。また、「言論」と訳した *τῷ λόγῳ*、ロゴスだが、reckoning (Burnet)、argument (West)、reasoning (Fowler)、principle (Weiss)、「言論」（田中享栄）、「結論」（田中美知太郎）と解釈は分かれる。意味上、「論理的に考えて」と絡めて、「結論」であるところの「言論」と解するのが良いと思う。
- 4) 身体との類比において語られている「不正が損ない、正義が益するところのもの」と言ったら、それは「魂」であると思われるが、プラトンはここではソクラテスにそれを明言させない。それはおそらくその必要がなかったからであり、「魂」をどのようなものとするかには、それはそれで別の議論と同意が必要であったためであろう。加来（2004）159頁参照。
- 5) ここで「正義と不正の専門家」が「真理」と置き換えられている。これにはおそらく、「正義と不正の専門家」は人間のうちにはいないということを暗に示しているようにも受け取れよう。ここでソクラテスがクリトンに強調したかったのは、大衆の評判や思惑にしたがってはならないということであり、そこから考えると、「正義と不正の専門家」は決して「大衆」ではないことを強調しているようにも読めるだろう。
- 6) 「大切にしなければならないのは生きることでなく、よく生きること」と「〈よく〉も〈美しく〉も〈正しく〉も同じ」は何の根拠もなく、突然出てくる。クリトンが同意するため、この場ではそれでいいわけであるが、これらの内実は何なのだろうか。あの「誰も故意に悪いことはしない」、所謂ソクラテスのパラドックスを鑑みると、誰もが、「よい」という判断のもと行動しているというように「よい」という言葉が説明されるのであれば、おそらく「大切にしなければならないのは生きることでなく、よく生きること」も同じような意味で「よい」を説明しているのだといってよいのかもしれない。また「よい」ものを「大切にする」のは分析的にも明らかだともいえよう。次の「〈よく〉も〈美しく〉も〈正しく〉も同じ」もそういった語の使い方を同意させていると言ってよいだろう。ただし、こちらは分析的には明らかでないため、説明、もしくは文脈的な定義づけといった意味合いが強いと思われる。
- 7) ここでは、「害悪を加えること」と「人に悪いことをすること」と「不正をすること」が同じであると言うことがあまりにも単純に語られてしまっており、

それが具体的にどういうことなのかという説明はない。Vlastos はこれを当時のホメロスのな当時のギリシアの倫理観からすると革新的であったことを強調しているが、おそらく、ソクラテスにとっては、言葉の意味を「論理的に考えて」得た当たり前の結論だったのだらうと思われる。ただ、ソクラテスの言葉の使い方としては、先の「〈よく〉も〈美しく〉も〈正しく〉も同じ」にも現れているように、その《よい側》と《悪い側》できっぱり分けて、そのなかのそれぞれは同一視し、別の側のものとは背反するものとして扱うという特徴がみえる。ちなみにクリトンも、同意はすれども、それに全く乗ることは出来ていないように描かれている。そういう立ち位置も、プラトンには想像し、創作できるものだったわけである。

- 8) 「ある人がある人に正しいことだとして同意したことをすべきか、それとも反故にして良いか」は、*πότερον ἂ ἄν τις ὁμολογήσῃ τῶ δίκαια ὄντα ποιητέον ἢ ἐξαπατητέον*; であるが、この、*δίκαια ὄντα* という分詞節は解釈が分かれる。「ある人がある人に同意したものは、それが正しいものである限り、すべきか」とも取れるからである。しかし、後者の解釈では「正しくない同意」というものが考えられていることになる。果たして「正しくない同意」などソクラテスはしたであろうか。それが「正しくない」ならば、そもそもソクラテスは決して同意などはしないだろう。同意は何らかの以後の行動の指針として言明されるものであり、それが正しいものでないならば、同意の時点でソクラテスはそれをなさない。またソクラテスならずともそもそも正しくない同意はしてはならない。またその時正しいとしてした同意が後になって正しくないと思われたときには、それにもまたその相手の説得と同意が必要であろう。「正しくなければ一度した同意を反故にしてよい」とソクラテスが言っているのであれば、ソクラテスは国法に、国法との同意を何度も確認したりはせず、その同意内容とそれに対する考えの時間の経過による推移の吟味をするはずだからである。
- 9) 以下のワイス理解と反論は多分に Pakaluk (2000) に拠った。
- 10) 加来 (2004)、186~187 頁参照。
- 11) 勿論、国法は実際は外にある。成文法としてもあるし、他者と共通のものとしての不文法も外にもあるといえるだろう。しかし、ここでソクラテスが話す相手の国法は、そのような外の国法ではない。そのような国法のソクラテスの理解であり、ソクラテスがある意味勝手に自分の中で対話相手として擬人化したものなのである。以下で出てくる「ソクラテスの中の国法」は、すべてその意味である。
- 12) 拙論「クレイトポンへの回答」ではそのソクラテス自身の正義を『クリトン』から読み取っているつもりである。
- 13) Stone (1989), pp. 113ff.

- 14) 『ソクラテスの弁明』32C～E。
- 15) 同32B～C。
- 16) ソクラテスは必ずクリトンに確認している。
- 17) 国法との対話はソクラテスにとっては自明であり、実際にはそのような対話過程を省略することもソクラテスは、ソクラテス一人でなら、出来ただろう。しかし、省略された過程を明らかにすることは、嘘をつくことではない。また、ソクラテスは48E～49Aでクリトンに同意して欲しい、クリトンの意に反したことはしたくないと言うが、それはやはりクリトンも、国家や主人や親と同じように、自分と密接に関係している、行動の指針を対話により考えるという意味では自分の一部であると言ってもよいかもしれない他者であり友人であったからなのだと思う。国家や親なしの自分がいまの自分でないように、友人や、言ってみれば係わり合いのあるすべての他者が、対話を通して（心の中の対話でもよい）自分的一部分であるとも考えすすめることができるだろう。

（哲学科 非常勤講師）